

富山県 L P ガス料金負担軽減支援事業助成金

Q & A 集 (第1版)

— 第5回事業版 —

(一社) 富山県エルピーガス協会

富山県 L P ガス料金負担軽減支援事業費助成金事務局

目 次

1 基本事項について

Q1-1	(目的、趣旨)	1
Q1-2	(事業への参加)	1
Q1-3	(値引き額について)	1
Q1-4	(事業期間中の値上げ)	1

2 対象となる販売事業者について

Q2-1	(所在地が県外の事業者の場合)	1
Q2-2	(旧簡易ガス事業)	2
Q2-3	(登録ガス小売事業者)	2

3 対象となるLPガスの利用状況について

Q3-1	(質量販売)	2
Q3-2	(利用がない場合)	2
Q3-3	(請求金額が1,000円未満の場合)	3

4 対象となる世帯等について

Q4-1	(2世帯住宅)	3
Q4-2	(1世帯複数メーターの場合)	3
Q4-3	(集合住宅)	3
Q4-4	(会社契約)	3
Q4-5	(農家、飲食店等での利用)	4
Q4-6	(店舗兼住宅)	4
Q4-7	(国、地方公共団体との契約)	4
Q4-8	(値引き対象施設：質問のあった施設例)	5

5 値引きの周知について

Q5-1	(事前周知の必要性)	5
Q5-2	(一般消費者等への周知方法)	6

6 値引きの実施について

Q6-1	(消費税との関係)	6
Q6-2	(本事業の実施期間中の引っ越し)	6
Q6-3	(値引きの時期)	7
Q6-4	(2か月分まとめて請求の場合)	8
Q6-5	(年金生活の利用者で2か月分現金集金)	8

7 値引きの明示について

Q7-1	(値引き額の明示方法)	8
Q7-2	(値引き額を明示できない場合)	8
Q7-3	(請求明細の項目内に表示する場合の例)	9
Q7-4	(値引きせずに請求し、後に返金する方法)	9
Q7-5	(値引き後の金額しか表示できない場合)	9
Q7-6	(印字文字数が限られる場合)	10

8 値引きの事実が確認できるものについて

Q8-1	(証拠書類の種類)	10
Q8-2	(証拠書類が残らない場合)	11

9 交付事務手続き等について

Q9-1	(県内に複数の事業所がある場合)	11
Q9-2	(事業完了日の定義)	11
Q9-3	(交付申請兼実績報告書の添付書類)	12
Q9-4	(誤りの判明)	12
Q9-5	(助成金の支給時期)	12
Q9-6	(助成金の会計処理)	12
Q9-7	(初めての参加の場合)	12

1 基本事項等について

Q 1－1 (目的、趣旨)

本事業の目的や趣旨はなにか。

A. エネルギー価格が高騰する中、国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」により都市ガス料金の負担緩和策が実施されていますが、L P ガス一般消費者等は支援対象となつていません。そのため、県内の L P ガス一般消費者等に対する支援を行い、価格高騰による負担軽減を図るものです。

Q 1－2 (事業への参加)

本事業には必ず参加しなければならないのか。

A. 都市ガスと同様に、県内の L P ガス一般消費者等の負担軽減を図るためにには、L P ガス販売事業者を通した支援が不可欠であることから、該当する全ての事業者のご理解・ご協力とご参加をお願いします。

Q 1－3 (値引き額について)

値引き額の上限 1, 000円はどのように設定されたのか。

A. 国が実施している都市ガスの料金負担軽減支援策を踏まえ、都市ガスの料金支援見込額と令和3年から令和7年の県内の都市ガス料金上昇幅、L P ガス料金上昇幅の均衡を考慮して設定されたものです。

Q 1－4 (事業期間中の値上げ)

要綱では、支援対象期間に合わせた恣意的な値上げは認めないとあるが、支援対象期間は一切の料金の値上げをしてはいけないのか。

A. 調達価格の上昇などを理由とする値上げを制限するものではありません。社会通念上、いかにも「便乗値上げ」との誤解を受けないよう、ご配慮をお願いします。

(例) 2月請求分で1, 000円値上げし、3月請求分で元に戻すなど。

2 対象となる販売事業者について

Q 2－1 (所在地が県外の事業者の場合)

事業所が富山県外にある L P ガス販売事業者であるが、富山県内の一般消費者等の値引きをする場合は本事業の対象になるのか。

A. 富山県外のL Pガス販売事業者でも、富山県内でL Pガスを使用する一般消費者等に対して利用料金の値引きを行うことができる場合は、本事業の対象となります。

Q 2－2 (旧簡易ガス事業)

旧簡易ガス事業も対象か。

A L Pガスの利用世帯であれば対象です。

Q 2－3 (登録ガス小売事業者)

登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは何か必要か。

A. ガス事業法第14条及び第15条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生いたします。

詳細については、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス事業課（076-432-5589）まで、お問い合わせください。

3 対象となるL Pガスの利用状況について

Q 3－1 (質量販売)

質量販売は対象とならないのか。

A 国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による都市ガス料金の負担軽減支援策との均衡を考慮し、今回の支援事業は、都市ガスと同様のガス利用形態にもかかわらず、L Pガスを利用しているため国の上記事業の支援対象とならなかったL Pガスの一般消費者等を対象とするものです。

このため、対象は体積販売（継続的な契約により建物でメーターを設置し、ガスを利用する場合など、都市ガスと類似する利用形態の場合）としております。

また、上記に加えて、質量販売は、使用時期や使用場所を特定できないケースもあることを含め、今回の支援の対象外としております。

Q 3－2 (利用がない場合)

利用実績がない（0 m³）場合は支援の対象か。

A 基本料金の請求があれば対象となります。ただし、契約が休止状態で料金の請求が発生していない場合は対象となりません。

Q 3－3 (請求金額が1,000円未満の場合)

請求金額が月1,000円未満の場合も値引き対象か。

- A 月の基本料金+従量料金の合計が税抜1,000円未満の場合でも、対象となります。ただし、その場合の値引き額は、当該月の基本料金+従量料金の合計額までとなります。(値引きの上限1,000円との差額を翌月に繰越す対応はいたしません。)

4 対象となる世帯等について

Q 4－1 (2世帯住宅)

2世帯住宅はそれぞれ値引きの対象となるか。

- A 同敷地内であっても、世帯毎に契約(個別メーター)していれば、それぞれ対象となります。

Q 4－2 (1世帯複数メーターの場合)

1世帯に複数メーターを取り付けているケースがあり、当社では1メーターを1顧客としているが、今回の値引き対象となるか。

- A 1世帯に複数メーターがある場合は、各々が契約を行い、契約料金を支払っている場合は、各契約を対象とします。

Q 4－3 (集合住宅)

集合住宅で会社が契約している場合は対象になるか。

- A 会社が契約している場合でも用途が家庭用(液石法における「一般消費者等」に該当)であれば対象とします。

なお、複数メーターを取り付けている場合は、基本料金が発生しているガスマーター(契約)ごとに値引きの対象とすることができます。この場合、交付申請兼実績報告の添付書類「料金負担軽減(値引き)を行った対象契約一覧」は、値引きを実施したガスマーターを一行ずつに分けて記入してください。

Q 4－4 (会社契約)

法人名での契約ですが、社宅として利用しており、用途を家庭用としている場合は値引き対象という認識で問題ないか。

- A 法人名での契約であっても、社宅で用途が家庭用(液石法における「一般消費者等」に該当)であれば対象とします。

Q 4－5 (農家、飲食店等での利用)

農家のビニールハウスでの利用や、飲食店・クリーニング店等での利用は対象か。

A. 農家で農作物の栽培のための冷暖房として使用する分は一般消費者等に含まれないため、対象となりません。居住部分の契約のみが対象となります。

飲食店・クリーニング店等の業務用 L P ガスは対象となります。

※業務用ガスの例

- ・業務用の料理飲食の調理用の燃料
- ・業務用（ホール）の冷暖房用の燃料
- ・サービス業（クリーニング等）の蒸気、温水発生用の燃料

Q 4－6 (店舗兼住宅)

店舗兼住宅の場合は対象になるか。

A 液石法における「一般消費者等」に該当すれば対象となります。

Q 4－7 (国、地方公共団体との契約)

国の機関、地方自治体の施設はすべて対象外となるのか。

A 本事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であり、国の重点支援地方交付金による支援効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設に対する事業を含む。）としています。この趣旨を踏まえ、以下のような取扱いとします。なお、契約者が施設の指定管理法人の場合でも、同様とします。

【対象外】

地方公共団体が事務を執行するための庁舎、研究施設等

(例) 庁舎（消防署、警察署を含む）、研究施設、厚生センター、ごみ処理施設

【対象】

直接住民の用に供する施設（公の施設。住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために設ける施設をいう。）、地方公共団体が管理する公営企業

(例) 運動施設、公園、美術館、図書館、博物館、公民館、学校、幼稚園、福祉施設、ホール、貸し会議室、駐在所（契約が私人である場合）、施設利用者が利用料金を払って利用する施設等、浄水場・下水処理場等公営企業が運営する施設

Q 4－8 (値引き対象施設：質問のあった施設例)

以下の施設は今回の値引き助成の対象となるのか。

A. 以下のとおりです。

○消防団の屯所（詰所）

市町村のガス契約であれば対象外

その他、民間の方の契約であれば対象

○民間の運営する研究施設

民間であり一般消費者等としての利用形態であれば対象

○郵便局

対象

○民間の〇〇協会とのガスの契約について

民間であり一般消費者等としての利用形態であれば対象

○外国人の利用する施設

民間でのガス契約で一般消費者等としての利用形態であれば対象

○ゴミ処理施設

市のごみ処理施設は対象外

民間のごみ処理施設は、一般消費者等としての利用形態である部分

でガス契約しているものがあれば対象

○し尿・浄化槽汚泥の処理施設

公営企業、民間問わず、一般消費者等であれば対象

○市町村の地区センター

住民票交付等の市役所出先窓口のみの場合は対象外。同一建物に公民館、児童館

その他市民が利用する施設・機関が併設されている場合は、対象となりうる

○防災センター

行政の利用のみの場合は対象外。見学・体験施設などがある場合は対象となりうる

5 値引きの周知について

Q 5－1 (事前周知の必要性)

値引きの事前周知は必ず必要なのか。

A. 価格変更（※）においては、事前の周知をお願いしております。

今回の県事業への協力による値引きについては、スケジュールの都合上困難な場合は、検針票や検針票の添付書類にて対応いただいてもかまいません。また、通知を行った日（例：検針日）と実施者（例：検針者）の記録をお願いいたします。検針票での対応も困難な場合は、請求日に請求書発行と同時にご対応をお願いいたします。

(※) 價格変更の通知については、液石法 14 条の書面の変更通知に該当いたします。
国のガイドライン（料金適正化指針）においては、料金変更の場合は 1 ヶ月以上前
(値下げの場合は遅くとも変更後の販売価格の適用が開始される日の前まで) に
通知するよう求められております

Q 5－2 (一般消費者等への周知方法)

一般消費者等への値引きの周知はどのように行うべきか。

- A. 周知方法については、ハガキの郵送、メールの送信、検針票に印字など、事業者において効率的に実施可能な方法を選択してください。また、事業者のホームページ上に掲載する場合でも、一般消費者等に対して個別の周知をお願いします。
なお、本事業の実施期間中に新規契約があった場合には、契約時に必ず周知を行ってください。

【一般消費者等に対する案内文（例）】

富山県が実施する「富山県 L P ガス料金負担軽減支援事業」により、2 月の請求額（税抜）から、1, 000 円（税抜）を上限に値引きします。

6 値引きの実施について

Q 6－1 (消費税との関係)

値引きは、消費税率を乗じる前か後のどちらの金額で処理するのか。

- A. 値引きは、消費税率を乗じる前の元値（本体価格）から行います。
(例) 値引き前の請求額が税抜 5, 000 円（税込 5, 500 円）の場合
 $5, 000 \text{ 円 (元値)} - 1, 000 \text{ 円 (値引き額)} = 4, 000 \text{ 円}$
 $4, 000 \text{ 円} \times 1.1 \text{ (消費税率)} = 4, 400 \text{ 円 (値引き後の税込の請求額)}$

Q 6－2 (本事業の実施期間中の引っ越し)

引っ越しの場合、例えば、2 月 7 日（通常の検針日）に加え、2 月 20 日（引っ越し日の検針）も検針することがある。2 月 20 日検針分は本事業の対象になるのか。

- A. 今回は1回のみの値引きのため、2 月 7 日（通常の検針日）で値引きを行った場合、2 月 20 日（引っ越し日の検針）は値引き対象としないことになります。

Q 6-3 (値引きの時期)

2月中に検針を行う場合、これを1月使用分にしなければならないのか。

- A. 本事業では、原則、一般消費者等に対し「1月使用分」として請求する分を値引き対象としてください。「○月使用分」といった表示をしていない場合は、検針対象期間のうち大多数の日が含まれる月を使用月として整理してください。

A	☆値引			
	1/10 検針	1月使用分	2/10 検針	3/10 検針

B	☆値引			
	12/20 検針	1月使用分	1/20 検針	2/20 検針

C	☆値引			
	12/31 検針	1月使用分	1/31 検針	2/28 検針

ただし、上述の対応が困難な場合（値引きの周知手続きや準備などに時間を要する場合など）は、以下のようなケースも対象とします。

必ず一般消費者等に対し、どの使用期間分（どの請求分）が値引き対象となるのか、明確に事前周知するとともに、値引き実施時に明示を行ってください。

B'	☆値引			
	12/20 検針	1/20 検針	2/20 検針	3/20 検針

C'	☆値引			
	12/31 検針	1/31 検針	2/28 検針	3/31 検針

D	☆値引			
	1/15 検針	2/15 検針	3/15 検針	4/15 検針

※本事業の対象とする最終検針日は最長3月15日とします。3月16日以降検針分については、本事業の対象になりません。

Q 6－4 (2か月分まとめて請求の場合)

お客様の都合で、2か月分をまとめて請求している。この場合、このうち1か月分の1,000円を値引きしても構わないか。なお、基本料金は1か月分だけ頂いている。

- A. 値引きの対象となるのは、「1月使用分」だけですから、基本料金と請求対象月のうち「1月使用分」の従量料金の合計から、1回分の値引上限額である1,000円を値引きしてください。

Q 6－5 (年金生活の利用者で2か月分現金集金)

年金生活のお客様に対しては、年金支給月である偶数月に2か月分を現金集金している。この場合、このうち1回分の値引き額である1,000円を現金集金で値引きしてよいか。

- A. 年金対応の現金集金のケースでも、原則通り月上限1,000円の値引きとなります。この場合、月単位の検針票や請求書等の証拠書類を残す必要があります。「1月使用分」の請求額から、1回分の値引上限額である1,000円を値引きしてください。

7 値引きの明示について

Q 7－1 (値引き額の明示方法)

一般消費者等への値引き額の明示及び通知はどのように行うべきか。

- A. 各月の検針票、請求書、領収書、Web 明細の内訳欄、備考欄、欄外等への印字や別紙により以下の内容を明示してください。

<記載事項>

- ・ 県の支援により値引きを実施した旨
- ・ 値引き額
- ・ 値引き前後の額（請求額が減額されていることが確認できれば、省略可能。）

検針票や請求書に、次の例を参考に明記していただければ大丈夫です。

「富山県の支援により、請求額（税抜）から1,000円（税抜）値引きしています。」

Q 7－2 (値引き額を明示できない場合)

検針票等に値引き額の明示「富山県の支援により、請求額（税抜）から1,000円値引き（税抜）しています。」の記載が困難な場合の対応は。

- A 文言の短縮（例「県の支援で1,000円値引き（税抜）」）か、検針票への別紙の添付（募集の手引き参照）するなど、可能な方法で対応をお願いします。

Q 7－3 (請求明細の項目内に表示する場合の例)

値引きを実施した旨を請求明細の項目内で表示する場合はどうすればよいのか。

A. 基本的にはQ 7－1 の表示方法で差支えありませんが、請求明細の項目内に表示する場合は、以下の例を参考としてください。

【外税表示】

基本料金	2,000 円
従量料金	3,000 円
設備料金	0 円
富山県助成の値引き分	▲1,000 円
合計	4,000 円
消費税	400 円
請求額	4,400 円

【内税表示】

基本料金（税込）	2,200 円
従量料金（税込）	3,300 円
設備料金（税込）	0 円
富山県助成の値引き分 値引きの消費税相当分	△1,100 円 ▲100 円
請求額	4,400 円
うち消費税	400 円

Q 7－4 (値引きせずに請求し、後に返金する方法)

現金で集金している。ハンディーの「検針票兼請求書」のシステム改修に費用がかかるので、これまで通りの「検針票兼請求書」で値引きしていないガス料金(税込み)を一旦集金してから、後日、値引き額1,000円に100円の消費税を加算した

1. 100円を消費者に返金し、その分の領収書を一般消費者等から受け取れば、値引きしたことになるか。

A. 値引きしていないガス料金を一旦、一般消費者等から受領した後に、後日、値引き相当額を現金で返金する方法は、助成金交付要綱や手引き（取扱要領）では想定されていません。

このため、たとえ現金集金に限った場合であっても、後日返金方式の値引き方法は、助成金の対象となりません。

※現金集金かつ検針票兼請求書や領収書への印字が困難な場合でも、本事業に参加いただくことは可能です。

その場合、①値引き後の金額を請求、受領すること②検針票兼請求書や領収書に手書き、ゴム印、別紙等により「値引きの明示」を行うこと③必要な証拠書類（値引き額が明示された領収書控え等）を手元に残して保管資料とし、助成金事務局の抽出検査等に対応することに留意してください。対応方法について判断が難しい場合は、個別に助成金事務局にご相談ください。

Q 7－5 (値引き後の金額しか表示できない場合)

システムの変更が間に合わず、現状では、値引き後の金額しか表示することができないが、どのようにすればよいか。

A. 各社の料金体系やシステムの状況により異なりますが、例として下記のような対応でも証拠書類として対応可能とします。

- ① 基本料金で値引きをする場合（基本料金が1,000円以上で、均一な場合）
 - ・値引き前の基本料金の額がわかる資料（料金表、約款などわかるもの）
 - ・値引き後の基本料金の額が表示されている一般消費者等への請求書又は領収書等の控え
 - ・「基本料金○円から県助成で1,000円値引き」等と一般消費者等に明示した文書等

※請求書等の中に値引きの明示の内容を印字できる場合は明示文書等の写しは不要
- ② ハンディ等による検針時のデータがデータベースで蓄積できている場合
 - ・検針時に一般消費者等に渡す検針票が2枚出力できる場合は1枚を元値の控えとし、機械のシステム上、検針票を2枚出力できないが、データベースの顧客データで元値が確認できる場合は、その一覧を元値の資料とする。
(抽出検査は、データベースにおける該当の顧客のデータを画面に出し、スクリーンショットをとり、個人情報等を黒塗り処理して、元値の証拠書類として提出)
 - ・値引き後の金額がわかる一般消費者等への請求書又は領収書等の控え
 - ・一般消費者等への値引きの明示文書等

※請求書等の中に値引きの内容を印字できる場合はその文書の写しは不要

Q 7-6 (印字文字数が限られる場合)

現行のシステムでの印字文字数が限られており、できるだけ文字数を少なく印字したいがどうすればよいか。

- A. Q 7-1、Q 7-2を参照されたいが、その他、以下の例も参考としてください。
- ・県助成で1,000円値引（税抜）
 - ・値引1,000円（税抜）
 - *この場合、富山県助成であることを一般消費者等に明示した文書・メモ等の写しを添付
 - ・値引1,000円
 - *この場合、富山県助成であること、1,000円が税抜であることを一般消費者等に明示した文書やメモ等の写しを添付

8 値引きの事実が確認できるものについて

Q 8－1 (証拠書類の種類)

「値引きの事実が確認できる書類」とは、どのような書類を提出すればよいのか。

A. 交付申請兼実績報告書には「料金負担軽減（値引き）を行った対象契約一覧」を添付していただきます。提出いただいた一覧表から助成金事務局が無作為に選んだ世帯について、抽出検査を行います。（検査件数は事務局より連絡いたします。）

助成金事務局が指定した顧客管理番号の消費者について、値引きの事実が確認できる書類（値引き額が明示された検針票、値引き額が明示された請求書、Web 明細等）のコピーを助成金事務局の指示した該当件数分を提出していただきます。

なお、この場合でも、個人情報に該当する氏名・住所（町名・番地部分）等は黒塗り等で消したものをお出し下さい。

Q 8－2 (証拠書類が残らない場合)

検針伝票の事業者控えが残らない場合（ハンディ機で検針する場合）やインターネットのクラウド上で請求書を交付する場合は、どのような書類を提出するのか。

A 以下の証拠書類等の準備をお願いします。（別途指定した顧客分）

- ・ハンディ機の場合は、値引き額を明示した検針伝票の写真
- ・インターネットのクラウド上の検針票又は請求書については、顧客管理番号が表示された端末画面のプリントスクリーン（スクリーンショット）の画像データを紙にプリントして提出して下さい。

なお、この場合でも、個人情報に該当する氏名・住所（町名・番地部分）等は黒塗り等で消したものをお出し下さい。

9 交付事務手続き等について

Q 9－1 (県内に複数の事業所がある場合)

富山県に顧客がいる営業所がいくつもある場合は、本社から申請するのか、営業所から申請するのか。

A 本社からの申請をお願いします。

また、県外に本社があり、富山県内に複数の支店、営業所がある場合も、原則、本社からの申請とし、申請時に窓口となる県内でのとりまとめ担当者を明示願います。

Q 9－2 (事業完了日の定義)

事業完了日とはいつを指すのか。

A. 事業完了日は値引きを行った請求日とします。（複数日ある場合は一番最後の請求日）

Q9-3 (交付申請兼実績報告書の添付書類)

L P ガス販売業者の事務が繁雑な部分がある。交付申請兼実績報告書の添付書類である「料金負担軽減（値引き）をおこなった対象契約一覧表」等は省略できないのか。

A. 公金により助成金をお支払いする上で、根拠資料の確認が必要となります。必要最小限の内容としていますので、ご協力をお願いします。

Q9-4 (誤りの判明)

検査において誤りが判明した場合などはどうなるのか。

A. 提出書類の修正や、追加資料の提出を求めたりする場合があります。
この場合、助成金の支給が遅れることや減額されることなどがあります。

Q9-5 (助成金の支給時期)

交付申請兼実績報告書を提出してから助成金の支給交付まではどのくらいの期間を要するのか。

A. 交付申請兼実績報告書の提出後に抽出検査を実施し、適正な実施が認められてから、確定通知を行い、その後、請求書を提出していただき助成金を支給するという流れになります。支給時期は請求書を受領後随時（4月から6月）を予定しています。

Q9-6 (助成金の会計処理)

助成金の会計処理はどのようにすればよいのか。

A. 助成金は、売上ではなく補助金となりますので、収入科目は、一般に補助金収入または雑収入となります。なお、補助金は、消費税は不課税扱いとなります。詳細な会計処理方法については、会計士や税理士等にご相談ください。

Q9-7 (初めての参加の場合)

第5回事業から初めて参加する場合、どの書類をいつ出せばよいのか。

A. 値引き実施後、交付申請兼実績報告書に添付書類をつけて提出いただくことになります。（手引きP 6～7 参照）

※添付書類で第1回～第4回事業に参加された事業者の方で添付不要なものもありますが、今回、初めて参加される方はすべての添付書類の提出が必要です。また、行政施設など対象外施設があることや値引きの明示が必要なことなど留意する点もありますので、手引き、Q&A集で確認していただくとともに、不明な点について事前に助成金事務局へお問い合わせください。